こ発第 235 号
令和２年５月 21 日

市内障がい児通所支援事業所　管理者　様

福岡市こども未来局こども発達支援課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について

日頃より，障がい児福祉行政にご理解，ご協力いただきお礼申し上げます。
標記の件について，厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので，お知らせいたします。なお学校の分散登校期間中の放課後等デイサービス事業所の対応について下記のとおりの取扱いといたしますのでご連絡いたします。

記

１　学校の分散登校期間中は，放課後等デイサービスの報酬単価については，全部を休業しているものとして，学校休業日単価を適用します。
なお，利用者負担の軽減についても継続します。

２　学校の分散登校期間中は，代替サービスの提供にかかる報酬の利用者負担の軽減を継続します。

※学校の分散登校期間：各学校の分散登校開始日から各学校の全日の全員登校の前日

【問い合わせ先】
福岡市こども未来局こども発達支援課
電話：092-711-4178
FAX　：092-733-5534